

不動産登記に関する事務の一部停止について

土地区画整理事業に係る換地処分の公告がされたことに伴い、下表の地域について、事業の登記が完了するまでの間は、不動産登記事務の処理ができません。

これにより、対象地域の不動産を目的にした各種登記申請は、令和8年5月18日（月）から事業の登記が完了するまでの間は、原則として受理することができませんので、御注意願います。

また、事業の対象地域内の不動産について、事業の登記が完了するまでの間は、

登記事項証明書、要約書、地図の写し等が発行されませんので、御注意願います。

御不明な点は、管轄する不動産登記部門(Tel 0 2 2 - 2 2 5 - 5 7 6 7) にお尋ねください。

仙台法務局

処理期間	対象地域名	事務停止の理由
令和8年5月18日(月)から 令和8年6月19日(金)まで (予定)	仙台市宮城野区岩切字羽黒前 宮城郡利府町神谷沢字金沢 の各一部	土地区画整理事業